



奉仕を通じて
平和を
田中作次
2012-13年度
国際ロータリー会長
【2012-2013年度 RIテーマ】

FUJIEDA ROTARY CLUB
藤枝ロータリークラブ会報
例 会：毎週水曜日 小杉苑 藤枝市青木2-35-30 TEL 054-641-3321
事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL 054-647-2300 FAX 054-647-2040
URL <http://www.fujieda-rotary.org/> E-mail club1972@fujieda-rotary.org
会長：仲田 廣志 副会長：大塚 博巳 幹事：池ノ谷 敏正 副幹事：森下 敏顯
第1985回
■ ソング それでこそロータリー ■ ソング リーダー 平和則君



【富士山】
写真提供：櫻井龍太君

会長報告

仲田 廣志君

皆さん、こんにちは。ロータリーの2012～13年度もあと4ヶ月程となりました。皆さんのご協力、お力添えをいただき大過なくこれまでこられましたことを感謝申し上げます。新年度を迎えまして私が危惧しました事は、クラブ会員の減少とインターアクトクラブの動向でした。そうした心配も会員の皆さんのご協力によって杞憂に終わりそうです。クラブの会員数については、年初に大杉君に入会いただき、そして近々松田君に入会していただくこととなります。また、平会員におかれましては3月の年度末に定年退職を迎えられるところですが、引き続き会員として継続してくださることとなりました。平会員のクラブへの思いに感謝いたしたいと思います。先々週の例会のあと、石割会員から大変嬉しいお話をいただきました。このところあまり食が進まなくて気にしていたけれども、今日の例会での食事は美味しくいっぱい食べられました。ここに来ると何かしらすごく元気がでる。皆さんからパワーをもらっているように感じるとおっしゃってくださいました。平会員のお気持ち、石割会員のお話をいただくなかで感じますことは、藤枝クラブは派手さはないが居心地のいい包容力ある素晴らしいクラブだということです。私も日々のクラブ活動の中で皆さんからのお気遣いを感じることも多く感謝しております。さて、順心高校へは、先週の例会のあと伺ってまいりました。順心高校の理事をしていらっしゃる青島会員、池ノ谷幹事、大塚副会長と私、そして急遽大長会員にも同席していただき、校長先生、顧問の佐野先生とお話し合いをさせていただきました。冒頭、佐野先生から部員数

が4名から9名に増えたとお聞きし、一同一安心したところですが、子供にとって魅力ある活動を大人側から提案していくことが必要との意見の一致をみました。そうした話し合いの中で、大長会員が理事長をなさっているハルモニアでのボランティア活動への参加を子供達に提案することとなりました。また、学校側には、何であれ要望等あればクラブに遠慮なく申し出ていただくようお願いをしてきたところです。さて、先週の金曜日に静岡産業大学と冠講座受諾団体との交流会が、パークインホテルで行われました。当クラブからは森下クラブ管理運営委員長、河井奉仕プロジェクト委員長と私の3人で参加してまいりました。各受諾団体から一言挨拶の場がありましたので、冠講座がRI会長賞「意義ある業績賞」を受賞した旨をご披露させていただきました。また、冠講座は私達ロータリークラブにとってもいい刺激になっていること、学生にとって私達の講座が受講する価値があったと感じていただけるよう努力させていただき、旨の挨拶をさせていただきました。何事も日々の地道な積み重ねが成果に繋がるものと思います。皆様には今後とも会員増強活動を含めましてご協力をお願い致しまして会長報告とさせていただきます。

幹事報告

副幹事 森下 敏顯君

- 2620地区より
石和RC名称変更のお知らせが届いております。
石和RC→笛吹RC
- 2620地区より
「田中作次物語」DVDの紹介と申込書が届いております。

■ 出席報告

中森 義次君

本日のホームクラブ 出席者	前回の補正出席者
31 / 39 79.48%	33 / 39 84.61%

(1) 欠席者 (事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○池ノ谷君 ○鈴木舜君 ○松葉隆君 ○山田君
江崎晴君 大杉君 玉木君 仲田晃君

■ ビジター

山田 壽久君 (藤枝南)

■ テーブルメイトC担当卓話

平野 純也君



平成 25 年度税制改正大綱 (相続税・贈与税)

1) . 相続税・課税ベースの見直し <平成 27 年 1 月 1 日より適用>

	現行	改正案
基礎 控除	5,000 万円+1,000 万円 × 法定相続人の数	3,000 万円+600 万円 × 法定相続人の数

- (例) 基礎控除額比較
- 相続人 1 人・・・現行 6,000 万円 改正後 3,600 万円
- 相続人 2 人・・・現行 7,000 万円 改正後 4,200 万円
- 相続人 3 人・・・現行 8,000 万円 改正後 4,800 万円
- 相続人 4 人・・・現行 9,000 万円 改正後 5,400 万円

民主党政権で検討されていた基礎控除の圧縮案が自・公政権においても採用されることとなりました。この改正の影響で、相続税の課税対象者が、現在の約 4% から約 10% 程度まで増加す

ると考えられます。なお、民主党政権で検討されていた死亡生命保険の受け取りに係る非課税限度額の圧縮案は見送りとなりました。また、同非課税限度額の拡大案も今回の改正では見送られております。

2) . 相続税・税率構造の見直し <平成 27 年 1 月 1 日より適用>

現行			改正案		
課税財産	税率	控除額	課税財産	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	-	1,000 万円以下	10%	-
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 3 億円以下	40%	1,700 万円	1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円
			3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超	55%	7,200 万円

- （例）相続税の総額比較
- 課税財産 8 千万円、相続人 3 人の場合
・ ・ ・ 現行ゼロ **改正後 330 万円**
- 課税財産 1.5 億円、相続人 3 人の場合
・ ・ ・ 現行 900 万円 **改正後 1,440 万円**
- 課税財産 10 億円、相続人 3 人の場合
・ ・ ・ 現行 3 億 1,900 万円 **改正後 3 億 5,000 万円**
- 課税財産 20 億円、相続人 3 人の場合
・ ・ ・ 現行 8 億 1,900 万円 **改正後 8 億 5,760 万円**

民主党政権で検討されていた相続税の最高税率の引き上げ案がやはり採用されることとなりました。大型相続の場合の増税額はかなりのものとなります。

3) . 贈与税・税率構造の見直し <平成 27 年 1 月 1 日より適用>

20 歳以上の者が直系尊属（両親、祖父母、曾祖父母）から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

現行			改正案		
課税財産	税率	控除額	課税財産	税率	控除額
200 万円以下	10%	-	200 万円以下	10%	-
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	200 万円超 400 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円	400 万円超 600 万円以下	20%	30 万円
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円	600 万円超 1,000 万円以下	30%	90 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円	1,000 万円超 1,500 万円以下	40%	190 万円
1,000 万円超	50%	225 万円	1,500 万円超 3,000 万円以下	45%	265 万円
			3,000 万円超 4,500 万円以下	50%	415 万円
			4,500 万円超	55%	640 万円

- （例）贈与税額比較
- 500 万円贈与した場合 ・ ・ ・ ・ 現行 53 万円 **改正後 48.5 万円**
- 1,000 万円贈与した場合 ・ ・ ・ ・ 現行 231 万円 **改正後 177 万円**
- 1,500 万円贈与した場合 ・ ・ ・ ・ 現行 470 万円 **改正後 366 万円**
- 2,000 万円贈与した場合 ・ ・ ・ ・ 現行 720 万円 **改正後 585.5 万円**

民主党政権で検討されていた贈与税の軽減及び最高税率の引き上げ案がこちらも採用されることとなりました。20 歳以上の方が親、祖父母等から贈与を受ける場合、贈与税は現行税制よりも安くなります。

上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現行			改正案		
課税財産	税率	控除額	課税財産	税率	控除額
200 万円以下	10%	-	200 万円以下	10%	-
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円	300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円	400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円	600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円	1,000 万円超 1,500 万円以下	45%	175 万円
			1,500 万円超 3,000 万円以下	50%	250 万円
			3,000 万円超	55%	400 万円

- (例) 贈与税額比較
- 1,500 万円贈与した場合・・・現行
470 万円 改正後 450.5 万円
- 2,000 万円贈与した場合・・・現行
720 万円 改正後 695 万円

上記以外の組み合わせの贈与の場合(例: 義父から受ける贈与)、軽減される贈与税額はほんの僅かとなります。

6) . 相続時精算課税制度の適用要件の見直し <平成 27 年 1 月 1 日より適用>

受贈者の範囲に 20 歳以上である孫(現行推定相続人のみ)を追加する

一代とばしての適用が可能になります。若い世代への財産移転を行いやすくすることで消費の拡大を促すのが目的かと考えられます。ただし、相続があった場合は相続財産に持ち戻し、相続税課税が行われます。通常孫が相続する場合 2 割加算の対象となるのですがこの規定との兼ね合いについては現在不明です。

贈与者の年齢要件を 60 歳以上(現行 65 歳以上)に引き下げる

贈与者の年齢要件を引き下げることにより早期の財産移転が可能となります

7) . 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税規定の創設

<平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで適用>

30 歳未満の者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社(信託銀行を含む))、銀行及び金融商品取引業者等に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円を限度とする)までの金額に相当する部分の価額については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。

- 教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう
- : 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- : 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

高齢者の資産を孫の入学金や授業料といった教育資金に活用することで教育業界への消費の拡大を促すのが目的かと考えられます。実際の適用にあたっては要件がかなりあります。

■ 3 分間スピーチ 小西 啓一君

『イチロー惑わず』



2013.2.13 日本経済新聞 朝刊記事

1992-2000 オリックス(9年)

2001-2012 マリナーズ

2012 ヤンキース(大リーグ通算 12 年)

ヤンキース(3ヶ月)

ヤンキースと 2 年契約

その 1 誰かの「ために」より誰かを「思って」戦うチーム

その 2 米国、南米出身選手の主張は強い。70 を 100 に見せて威圧する。僕が大事にしているイメージは全く反対で 100 あるが 70 から 80 しか見せない。言葉とは「何を言うか」ではなく「誰が言うか」に尽きる。その「誰が」に値する生き方をしたい。

その 3 2009 年第 2 回 W B C 決勝 この打席で結果を出せなければ、今までの僕は全て消される、と思った。野球をやりながら「命を削る」という意味を知った瞬間

その 4 米国に行ってから、日本語の深さや美しさを自分なりに感じるようになり、日本語をきれいに話したいと思いはじめた。

蛇足 初めて株を買ったのが、中学生の時。

(担当/池谷君)